

# 洲本市国民保護計画の概要

## ○国民保護計画とは

わが国が外国からミサイル攻撃などを受けるような事態が発生した場合、皆さんの生命・財産を保護するため、市や県など関係機関が国民保護措置を迅速かつ確に実施するために、予め策定する計画です。洲本市では、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成などについて定めた市国民保護計画を作成しています。

(洲本市国民保護計画の経過) 平成19年3月(策定)⇒令和6年3月(一部修正)

## ◆計画の構成

<b>第1編 総論</b> ①市の責務、計画の位置づけ、構成等 ②国民保護措置に関する基本方針 ③関係機関の事務又は業務の大綱等 ④市の地理的、社会的特徴 ⑤市保護計画が対象とする事態	<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> ①初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 ②市対策本部の設置等 ③関係機関相互の連携 ④警報及び避難の指示等 ⑤救援 ⑥安否情報の収集・提供 ⑦武力攻撃災害への対処 ⑧被災情報の収集・報告及び公表
<b>第2編 平素からの備えや予防</b> ①組織・体制の整備等 ②避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え ③物資及び資材の備蓄・整備 ④国民保護に関する啓発	<b>第4編 復旧等</b> ①応急の復旧 ②武力攻撃災害の復旧 ③国民保護措置に要した費用の支弁等
	<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>

## ○総論

### ◆市の責務

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定)、兵庫県国民保護計画を踏まえ、市国民保護計画に基づいて、市民や関係機関と協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域で関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

### ◆計画の位置づけ

国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成しています。

### ◆計画の対象

市の区域内に居住している人だけでなく、通勤、通学、旅行などで市の区域内に滞在する人や、市域を越えて市の区域内に避難してきた外国人を含むすべての人、市の区域内で活動を行うすべての法人その他の団体を保護の対象としています。

◆武力攻撃事態として想定される4類型

次の4つの類型を想定し、その特徴や留意点を示しています。

武力攻撃事態の区分			
① 着上陸侵攻	② ゲリラや特殊部隊による攻撃	③ 弾道ミサイル攻撃	④ 航空攻撃

◆緊急処理事態として想定される類型

武力攻撃事態の「ゲリラや特殊部隊による攻撃」などへの対処と似た事態を想定され、事態例として、以下のものを想定しています。

緊急処理事態の区分	事態例
① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	・原子力事業所等の破壊、ダム破壊など
② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破など
③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	・サリン等化学剤の大量散布など
④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等	・航空機等による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来など

○武力攻撃事態等への対処

◆警報の伝達等

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合や情報を入手した場合に、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）で、速やかに市民や関係団体に警報の内容を伝達します。

弾道ミサイル情報などの対処に時間的余裕のない事態に関する情報は、国から市民まで瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報伝達されます。

◆避難住民の誘導等

市は、国による避難の指示が行われた場合には、その内容を市民や関係団体に迅速に伝達し、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請します。

○緊急処理事態への対処

原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

◆避難の種類

避難の種類	避難の内容
屋内への避難	弾道ミサイル攻撃や、ゲリラや特殊部隊による攻撃が突発的に発生した場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設に直ちに避難する。
市内の避難	徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。 市内でも遠方への避難が必要な場合は、市が要請したバス等により避難する。
島内他市への避難	徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、県が要請したバス等により避難する。 路線バス等の公共交通機関が利用可能な場合は、その交通手段により避難する。
島外県内他市町又は県外への避難	原則として、船舶、路線バス等の公共交通機関により避難する。

◆避難にあたっての留意事項

攻撃の種類	主な留意事項
弾道ミサイル攻撃	できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな建築物の地階等の地下施設に避難する。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	急襲的な攻撃には、国による避難措置の指示や県による一時避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定などを行い、危険な地域への一般市民の立入禁止を徹底する。
着上陸侵攻	事前の準備が可能な一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、国の具体的な避難措置の指示を待って行う。
航空攻撃の場合	急襲的に航空攻撃が行われる場合は、攻撃の目標地を限定せずに広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応を取る。
NBC(核・生物・化学)攻撃の場合	消防機関や県警察などの避難誘導をする者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずる。

◆ 救援

市は県と連携し、関係機関の協力のもと、避難所の設置や、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与、医療の提供、被災者の捜索や救出などを実施します。

また、市は個人情報の取扱いに十分留意して、安否情報を収集し、原則として安否情報システムにより報告します。

実施方法	内容
収容施設の給与	①避難所 ・避難所の開設、避難所の運営、福祉避難所 ②応急仮設住宅 ・応急仮設住宅の設置及び給与の方法、入居者の認定、生活環境の整備など
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	①炊き出しその他による食品の給与 ・食料の供給要請等 ②飲料水の供給 ・水源及び給水量、給水応援
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	①被服、寝具その他生活必需品の品目 ・被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料など
医療の提供及び助産	①救護所の設置 ②情報の収集及び提供 ③救護班の派遣等 ④救護班の活動 ⑤災害拠点病院（県立淡路医療センター）の活動 ⑥医療マンパワーの確保 ⑦患者等搬送体制 ⑧医薬品等の供給
被災者の捜索及び救出	現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索又は救出
埋葬及び火葬	①埋火葬の方法 ②広域火葬の実施
電話その他の通信設備の提供	指定公共機関の協力を得て、避難所に電話その他の通信設備を設置
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	居住のため必要な最小限度の部分の応急的な補修
学用品の給与	①学用品の品目 ②学用品給与の方法

○市民のみなさまにお願いしたい取組

市が迅速かつ的確に国民保護措置を実施するために、市民のみなさまにより次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待されています。市や県及び国などの関係機関が国民保護措置を行います。被害を最小限にするため、市民のみなさまの協力が欠かせません。

平素に おける 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭で水・食料を備蓄し、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備する。</li> <li>・応急処置などに関する知識を身につける。</li> <li>・あらかじめ連絡先や集合場所を決めておく。</li> <li>・最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認する。</li> </ul>	武力攻 撃事態 等にお ける取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ等により情報収集する。</li> <li>・避難の指示が出された場合、指示に従って落ち着いて行動する。</li> <li>・市からの警報等の情報を連絡する。</li> </ul>
------------------	--	-------------------------------	--